

○ S I T技術連携メンバーシップ会員規約
(SIT BOICE CLUB 会員規約)

令和4年11月1日
制定

この会員規約（以下「本規約」という。）は、学校法人芝浦工業大学ベイエリア・オープンイノベーションセンターに設置された「SIT技術連携メンバーシップ制度」の会員資格・権利・義務及び提供するサービス等について定めています。会員となられる皆様は、入会することにより、本規約の全ての記載内容について合意したものとみなされます。

（設置）

第1条 芝浦工業大学ベイエリア・オープンイノベーションセンター（以下、「BOICE」という。）に設置されたSIT連携メンバーシップ制度（以下、「本メンバーシップ制度」という。）を置く。

2 本メンバーシップ制度に基づき設置した会の名称は、「SIT BOICE CLUB」（以下、「本会」という。）と呼ぶ。

（目的）

第2条 本メンバーシップ制度は、学校法人芝浦工業大学（以下「本学」という。）と、企業、自治体、大学および研究機関、金融機関等と多様な連携・協創活動を通じて新しい価値の創造を行い、もって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（会員）

第3条 本会に入会できる者は次に掲げるとおりとする。

- (1) BOICE産官学民連携ラボの契約者
- (2) BOICE SITインキュベーションスクエア利用者
- (3) 本学の教職員
- (4) 本学発、または本学が認定したベンチャー企業
- (5) 本学の研究シーズの事業化を目指し産学官民連携を行う者（プレベンチャー）
- (6) 本学の研究資源・人的資源の活用を目的とした研究プロジェクトを実施する、又は その立ち上げを計画する民間企業等
- (7) 共同研究、社会実装、新事業創出、新規分野進出などに取り組むまたは取り組もうとする者であって、本規約第2条の目的にそった活動を行う者
- (8) (1)～(7)の者に対して、相談、アドバイス、技術指導、経営支援、資金調達支援など、本規約第2条の目的の活動を支援する者
- (9) その他、本メンバーシップ制度の設置目的に合致し、BOICEが適当と認めるもの

(サービス)

第4条 B O I C Eは、本メンバーシップ制度の目的を達成するため、会員に対し、次に掲げるサービスを提供する。

- (1) センターに関連するイベント及びセミナー等開催の情報提供
- (2) 本学研究シーズ情報の提供
- (3) B O I C E S I Tインキュベーションスクエア/コワーキングスペースの利用
- (4) 専門家によるアドバイス
- (5) 技術相談や研究推進のサポート
- (6) その他、本メンバーシップ制度の設置目的に合致し、B O I C Eが適当と認めるサービス

2 前項のサービスを提供するにあたって、会員の技術や営業秘密などの秘密情報を扱う場合には、秘密保持契約書等を事前に締結するなど適切な措置をとるものとする。

3 第1項のサービスには、提供内容、利用回数、利用時間、利用人数に制限が設けられ、また、個別に料金や利用条件が設定される場合がある。

4 第1項(3)のサービスを受ける場合は、S I Tインキュベーションスクエア コワーキングスペース利用規約に従って利用するものとする。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は入会申請書を事務局に提出し、審査等所定の手続きを経るものとする。

(更新と退会)

第6条 会員は年度ごとの自動更新とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出により、本会を退会したとき。
- (2) 第4条(3)のサービスを受ける場合に、関連規程に従わないとき。
- (3) その他本会が会員として不適当と判断したとき。

(個人情報保護に関する基本方針)

第7条 本会の活動により取得された個人情報は、本会の目的に沿ってのみ使用するもので、個人情報の保護に関する法律および関係法令(以下、「法令」という。)およびその精神を尊重・遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報の利用目的および保護)

第8条 本会が取り扱う個人情報は、本会の目的と活動内容の範囲内でのみ利用する。

2. 本会の活動を遂行するために必要な場合、法令等の定めに基づく場合、または、人の命、身体あるいは財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供しない。

(個人情報の管理体制)

第9条 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等が発生しないように適切に管理し、必要な予防・是正措置を講じるものとする。

2. 本会の目的と活動内容内の業務を外部に委託する場合には、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督する。
3. 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問い合わせは、随時受け付け、適切に対応する。
4. 個人情報の取扱いに関する苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応する。

(反社会的勢力の排除)

第10条 会員または会員が属する組織で自らまたはその役員が、暴力団、暴力団関係企業等の構成員（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと

2. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員とさせること
3. 反社会勢力に会員活動をさせること
4. 会員が、本条第1項から第3項に違反した場合は、何ら催告なしに当会員を除名することができる。

(禁止事項)

第11条 会員は、次に定める行為を行ってはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与すること
- (2) 本会での活動において、小売り行為・暴力団活動・宗教活動・風俗関係事業・法令または公序良俗に反することおよびこれらに係る活動をすること
- (3) 反社会勢力に対して直接または間接に利益を供与すること

その他、他者が所有する権利を侵害するなどの法律違反行為、またはその恐れのある行為